

法定教育以外はZoom等活用・インターネット視聴開催が可能です

労働トラブルを防ぎ 企業を伸ばす組織作りのための

労務管理・安全衛生・能力向上

企業出張研修のご案内

企業を危機に陥れる こんな現場管理者・社員はいませんか？



現場管理者等にも労働に関する一定の知識・認識が必要です

法令違反、労使紛争等で企業が大きな責任を負う、労働トラブルが増加しております。その多くは、労働の最前線で直接労働者を指揮する現場管理者と社員の、労働に関する知識と認識の不足により発生しており、対応の誤りは企業自身、経営陣にも責任が及びます。

トラブルを防ぎ、企業を伸ばす労務・安全衛生管理を行うためには、多くの義務・責任を負う現場管理者等の皆様に、労働法令の知識を習得いただくことが不可欠です。

愛知県下の各労働基準協会では合同で、現場管理者等を対象とした労務管理、安全衛生に関する各種企業出張研修を実施いたします。ぜひともご活用いただきますようご案内申し上げます。

主催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

労務管理・安全衛生「企業出張研修」のご案内

労働トラブルに悩まされる企業が増加中

今、「行政からの監督指導を受けた」「労働災害が発生」「労使紛争となり各種紛争調整機関に申し立てをされた」「合同労組に団体交渉を申し入れられた」等の労働トラブルが企業を悩ませております。中には解雇、過労死、過労自殺等の裁判で、多額の賠償を支払い、ブラック企業と呼ばれ、取引停止、顧客離れ、求人難となる等で、経営の危機に陥る企業もあります。また、このようなトラブルの発生は、組織の和を乱し、対応を行う企業担当者の時間、労力を奪い、心労の種となり、企業の発展をも損なうこととなります。

多くのトラブルが現場管理者等の知識・認識不足で発生

労働トラブルの多くは、企業の最前線で部下を監督指導する支店長、営業所長、工場長、部長、課長等の現場管理者の労働に関する知識と認識の不足が原因となり発生しております。現場管理者は担当業務の管理が本来の職務であり、大半が労働法令の知識、トラブル防止の認識を有していません。しかし、部下に直接指示を出す立場であり、法令違反・労使紛争、誤った命令による労働災害、行きすぎた指導によるパワハラを、企業内で最も発生させてしまう恐れがあります。

現場管理者・社員の過失は企業・経営者に責任が及ぶ

労働基準法では現場管理者が、時間外・休日労働の命令、許可を行う、パート等の採用を行う等の労務管理の権限を有しておれば、使用者として義務を課し、違反時の処罰対象とします。また、現場管理者、社員の違法行為を、防止・是正しなかった等の場合、両罰規定で経営者、法人等も処罰対象となります。労働安全衛生法でも、現場管理者に安全衛生の権限が委譲されておれば違反時の処罰対象とし、防止措置の有無に関わらず事業者(法人等)も処罰されます。また、民事上も現場管理者、社員が問題発生の原因を作った場合、被害を被った労働者やその遺族から賠償を請求され、企業も安全配慮義務違反、使用者責任を問われ多額の賠償を求められます。

トラブル防止の決め手は現場管理者・社員への教育

部下と直接接し、責任も重く、労働トラブルを発生させる可能性が高い現場管理者と実際に働く社員が、労働について正しい行動を取るためには、労働に関する教育を行い、管理者、社員にそれぞれに必要な労働法令の知識と認識を学ぶことが最も効果的です。

様々な労務管理・安全衛生に関する「企業出張研修」を実施

愛知県下の各労働基準協会では、様々な種類の労務管理・安全衛生に関する「企業出張研修」を実施しております。毎年200回前後の企業出張研修等を実施し、約10,000名に対し研修を行っております。

【企業出張研修のメリット】

- 1. 自由な日程設定が可能** 研修機関で行う集団研修と異なり、土曜・日曜・夜間・分割開催等の自由な日程調整が可能です。
- 2. 企業の実態に応じた教育が可能** 企業の職種、業務、作業内容に合わせた研修を行い、多くの研修で講師が実施企業に合せたオリジナルのテキストを作成し、より効果の高い教育の実施が可能です。
- 3. 教育費用の低減が可能** 研修機関で行う集団研修より受講費用が低額(一部の法定安全衛生教育を除く)となり、会場への交通費、移動時間も削減され、教育費用の削減が可能です。

労働トラブルを防ぎ企業を伸ばす組織作りのため、ぜひともご活用賜りますようご案内申し上げます。



63.2%が違法。全法では更に高率
精神障害労災支給決定



平成14年度→令和4年度で2.6倍
地方裁判所 労働審判



平成9年度→令和4年度で354倍



平成18年→令和3年で3.1倍



2最高賠償額は
最高賠償額は



労働プロが全力を
挙げて会社を攻撃

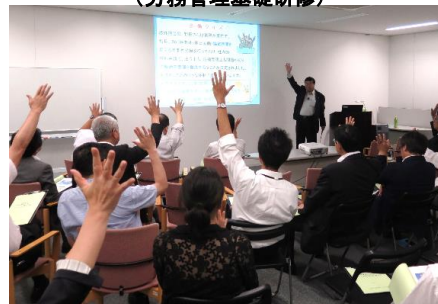
平成元年→令和3年度で5.7倍 団体交渉拒否は労働組合法違反
現場管理者の違法・不法行為は、
経営者・企業に責任が及ぶ



現場管理者(コーチ)にも労働知識(ルールの理解)が必要





労働クイズもある参加型研修
(労務管理基礎研修)





「企業出張研修」の主な内容


■労働法令研修■ 現場管理者に必要となる労働法令の基礎知識を学び適正な管理を行う研修

基 礎 研 修	<p>目的:労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法等の部下を使用する管理者に最低限必要となる労働法令の基礎を学び、労働トラブルを防止します。</p> <p>対象:経営者、支店長・工場長等の事業場責任者、部長・課長等の現場管理者等</p> <p>内容:1. 労働トラブルの現状 2. 現場管理者と企業の責任 3. 労働基準法の特色 4. 採用・退職時の留意点 5. 労働時間管理 6. 労働災害防止と健康確保 7. 就業形態別労務管理の留意点 8. 安全配慮義務 9. 労働・社会保険</p> <p>実施実績講師:2-1,2-2,2-4,2-7の講師</p>	
----------------------------	--	---


働 き 方 改 革 研 修	<p>目的:法規定を理解し適正な労働時間管理を行い、労働への意識を変え、業務を見直し、長時間労働を削減し、企業を伸ばす働き方改革実施の手法を学びます。</p> <p>対象:経営者、事業場責任者、現場管理者、労務人事担当、一般社員等</p> <p>内容:1. 労働時間とトラブルの現状 2. 法令の遵守(①労働時間 ②変形労働時間制 ③休憩・休日 ④時間外・休日労働) 3. 安全配慮義務 4. 働き方改革(①体制構築・意識変革 ②労働ルールの確立 ③要員体制見直し ④業務改善)</p> <p>実施実績講師:2-1,2-2,2-4,2-7の講師</p>	
--	--	---


対 2 0 2 4 年 問 題 研 修	<p>目的:今まで適用が猶予されていた建設業・自動車運転業務・医師の時間外労働上限規制(2024年問題)を円滑に乗り切るために、対策構築手法を学びます。</p> <p>対象:経営者、事業場責任者、現場管理者、労務人事担当、一般社員等</p> <p>内容:建設業・自動車運転業務・医師の労働時間の現状、労働基準法の特色、時間外・休日労働の上限規制、様々な労働時間制度、企業を伸ばす働き方改革の実現等</p> <p>実施実績講師:2-1の講師 他</p>	
--	---	---

防 止 ト ラ ブ ル 研 修	<p>目的:適正な労務管理と労働基準監督署の是正勧告、労働局のあっせん、労働審判、合同労組団体交渉、労働裁判等の実態を学び労働トラブルを防止します。</p> <p>対象:経営者、事業場責任者、現場管理者、労務人事担当等</p> <p>内容:1. 労働時間管理、解雇、雇止め、懲戒処分等の留意点、2. ローパフォーマーへの対応 3. メンタル不調者の就業管理 4. 各種紛争解決制度の概要と対応等</p> <p>実施実績講師:1-1~1-8、2-1,2-4,2-7の講師</p>	
--	--	---

保 険 ・ 社 研 修 会	<p>目的:労働保険・社会保険の仕組みを学び、協力会社、関連会社、組合員等の適正な保険加入を推進します。また、建設業社会保険加入問題の対応策を解説します。</p> <p>対象:建設業ゼネコン・製造業元方企業担当者、協力会社経営者・担当者等</p> <p>内容:1. 労働保険・社会保険の加入対象者、給付内容、保険料 2. 未加入時のペナルティ 3. 建設業社会保険加入問題(国の動き、企業の現状、求められる対応)</p> <p>実施実績講師:2-2,2-6,4-2の講師</p> <p>※協力会社等に労働基準協会の労働保険事務組合、関連社会保険労務士法人のご活用を、パンフレット配布等でお勧めいただける場合は、研修費用・テキスト代は無料となります。</p>	
--	--	---

■安全衛生等研修■ 現場管理者・社員に必要となる労働災害防止・健康確保のための研修

衛 生 管 理 者 受 験 講 座	<p>労働安全衛生法等に基づく法定安全衛生教育(ズーム等・インターネット活用開催は不可)と衛生管理者受験講座</p> <ul style="list-style-type: none">●管理者教育(安全管理者選任時研修、安全衛生・衛生推進者養成講習)●技能講習(作業者:フォークリフト運転、作業主任者:酸素欠乏・硫化水素危険、有機溶剤、特定化学物質・四アルキル鉛等、プレス機械) ●職長教育(製造業)、職長・安全衛生責任者教育(建設業)●特別教育(アーク溶接、自由・機械研削といし取替試運転、産業用ロボット、ダイオキシン粉じん、高圧・低圧電気、酸欠、動力プレス、足場組立、クレーン)●安全衛生教育(新入社員、中途採用者、KYT、従事者:フォークリフト、有機溶剤等)●通達教育(丸のこ) ●衛生管理者受験対策講座 <p>実施実績講師:各労働基準協会により異なります。</p> <p>※研修実施費用が1名単価となり、他の研修と異なります。詳しくは各協会までお問い合わせください。</p>	
--	--	---

基 礎 研 修	<p>目的:労働安全衛生法と安全衛生管理の基礎を学び、労働災害を防止し、労働者の健康を確保します。</p> <p>対象:現場管理者、建設業ゼネコン・製造業元方企業の協力会社経営者・担当者等</p> <p>内容:1. 労働災害発生の現状と企業責任 2. 労働安全衛生法の概要(安全衛生管理体制、危険・健康障害防止措置、健康保持増進等) 3. 安全配慮義務等</p> <p>実施実績講師:1-3,2-4,3-1~3-10,4-1の講師</p>	
----------------------------	---	---

メンタルヘルス
研修

目的:メンタル不調者を出さない職場環境づくりと、発生時の対応等の適切な労務管理の実施方法について学びます。
対象:事業場責任者、現場管理者、労務人事担当者、労働衛生担当者等
内容:1. メンタルヘルス問題の現状と企業の責任 2. 労務管理上の留意点 3. 管理者の義務・役割 4. 不調者を出さない職場づくり 5. 不調者への対応等
実施実績講師:1-3,2-4,2-5,2-8,2-10,4-3の講師



KYリーダー
養成研修

目的:危険に対する感受性を高め労働災害を防止するKY(危険予知)の実施方法と部下への指導方法を学ぶKYリーダーを養成する研修です。
対象:現場管理者、KY実施を導入・強化予定の安全・労務担当者等
内容:1. 危険予知訓練の考え方 2. 危険予知訓練の正しい進め方 3. KYT・4R法の進め方 4. 危険を予知する人づくりとは 5. リーダーとしてのKYへの取組方法
実施実績講師:3-1~3-7の講師



熱中症
管理研修

目的:厚生労働省が通達で求める熱中症の防止のための、現場管理者による適切な作業管理と迅速な対応についての労働衛生教育です。
対象:現場管理者、熱中症防止対策を実施、強化予定の安全、労務担当者等
内容:1. 熱中症の原因と症状 2. 熱中症の予防対策 3. 発生時の救急措置 4. 関係法令 5. 災害事例
実施実績講師:1-3,2-4,3-1~3-10の講師



社員研修 ■ 現場管理者・社員に必要となるビジネススキルを養成する研修

向上
管理
研修
能力

目的:集団の発揮する力を増やすための部下の統率、指導手法等を学び、企業の業績に貢献できる優秀な管理者を育成します。
対象:経営者、事業場責任者・現場管理者及びその候補者等
内容:1. 真の管理とは 2. 部署としての目標設定と達成のための手順 3. 部下に自信とセルフイメージを持たせる方法 4. 部下との価値観の共有
実施実績講師:2-9,4-4の講師



人事
考課
研修

目的:人事考課の手法、避けるべき認定誤差(考課者の心理的傾向)等を学び、被考課者が納得し業務に精励でき、企業を成長に導く人事考課を実現します。
対象:経営者、事業場責任者・現場管理者及びその候補者、労務人事担当者等
内容:1. 人事考課研修の必要性 2. 人事考課の目的 3. 人事考課の方法 4. 考課者の役割 5. 人事考課者に必要な知識 6. 業績評価の方法、留意点、トラブル事例
実施実績講師:2-9の講師



ハラスメント
防止
研修

目的:パワハラ、セクハラ等数多いハラスメントを理解し、個人・企業の責任と該当する言動を認識し、トラブルを防止し、部下に自信を持ち指導ができる方法を学びます。
対象:人事ご担当者、現場のハラスメント相談窓口担当者など
内容:1. ハラスメントの現状 2. パワハラの定義と6つの類型 3. セクハラ of 定義 対価型と環境型 4. 身近なケース 5. ハラスメントを起こさないコミュニケーション
実施実績講師:2-4,2-5,2-8,4-3,4-4の講師



ハラスメント
相談
担当者
研修

目的:ハラスメントの問題を“芽”の段階で摘むために、相談窓口担当者にはハラスメントに関する基本的な理解はもとより、適切な対処方法、相談対応のスキルなど、幅広い知識やスキルが求められます。ハラスメント相談窓口担当者としての適切な知識と手法を学びます。
対象:経営者、事業場責任者、現場管理者、労務・人事担当者等
内容:1. ハラスメントの基礎知識 2. 聞き方のポイント 3. 相談への対応 4. 相談場面のロールプレイング
実施実績講師:2-4,2-5,2-8,4-3,4-4の講師




コミュニケーション研修

目的:業務遂行時の認識をすり合わせ、互いの状況を把握し、協力し、相談できる円滑な人間関係を構築し、業務の効率化へとつなげる手法を学びます。

対象:経営者、事業場責任者、現場管理者、労務・人事担当者等

内容:1. まずは自分を理解する 2. 相手に関心を持って関わる 3. 相手の話を傾聴する 4. わかりやすく伝える 5. 共感力を高め、風通しのいい職場をつくる

実施実績講師:2-5,2-8,4-3,4-4の講師




アンガーマネジメント研修

目的:自分が抱える怒りや悲しみ、劣等感を客観的に見て整理し、怒りなどの強い気持ちが生じて、それを適切にコントロールし、問題解決を図る技能を会得します。

対象:経営者、事業場責任者、現場管理者、労務・人事担当者等、全労働者

内容:1. アンガーマネジメントとは 2. 問題となる怒り 3. 自己診断 4. 3つのコントロール 5. 部下育成の極意

実施実績講師:2-5,2-8,4-3,4-4の講師




育児介護研修

目的:育児・介護休業法の改正により企業に求められる、出産・育児(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する制度等の周知のための説明を行います。

対象:1. 出産・育児(本人または配偶者)の申し出をした労働者 2. 全労働者

内容:1. 育児休業・産後パパ育休の制度 2. 育児休業・産後パパ育休の申し出先 3. 育児休業給付に関すること 4. 労働者が育児休業・産後パパ育休期間で負担すべき社会保険の取扱い 等 **対応可能講師:**2-4,2-8の講師

※録画によるインターネット研修の場合、費用は受講者10名までで1名1,650円等(資料代1名110円)となります。受講者10名以上の場合は、ご確認ください。




ビジネスマナー研修

目的:顧客に好感を与え企業の品位を高める企業人としての心得、礼儀作法を、実践的な研修でビジネスマナーと接客業務の接客手法を学び会得します。

対象:新入社員、営業・販売担当等の顧客接点の多い社員等

内容:1. ビジネスマナー (1. 1分間スピーチ・コミュニケーションゲーム 2. ディスカッション(上司・先輩・同僚との関係維持、お客様満足ケーススタディ) 3. 敬語・接客用語・クッション言葉ワーク 4. 成功するプラス思考トレーニング 2. 接客(来客・電話対応)

実施実績講師:4-3の講師



外国人労働者日本語講座

目的:日本語教育を通じて、外国人労働者のキャリア形成、能力向上を行います。


対象:外国人労働者

内容:聞く・話す・読むを重点とし 1. 生活に必要な最低限のコミュニケーション 2. 上司の指示の理解 3. 同僚との意思疎通 4. 労働規則の理解 の能力を会得

日程:平日コース 2時間×週2回×18週 / 土曜コース 6時間×週1回×12週

実施実績講師:語学学校講師等、内容の4. は社会保険労務士

※研修費用は定員10名までの合計で、648,000円(労働基準協会会員以外810,000円) 資料代、講師交通費を除く



安全大会等講演 ■ 安全大会、総会、各種会合、勉強会等に講師を派遣します


安全大会講演

安全大会、総会、各種会合での特別講演の講師を派遣します。
全講師が分かりやすく、印象に残り、熱意あふれる講演を行います。

最近の講演テーマ”ベスト5”

- ①建設業2024年問題への対応
- ②あなたにも「労働災害発生時の責任」
- ③労働時間管理と企業にとって有益な「働き方改革」の推進
- ④ハラスメント防止研修 ⑤建設業の労働・社会保険制度

実施実績講師:全講師が各専門分野での講演が可能です。





労働劇上演 ■ リアルな労働劇と専門家の解説で労働トラブルを実体験し防止対策を学ぶ

労働劇上演

令和5年名古屋での全国産業安全衛生大会で、多数の立ち見を含む大会最多の2000名が鑑賞の労働基準協会の労働劇の上演、DVDの購入が可能です。安全大会、社員教育に最適です。

- 波紋「ある工場の悲劇」 ●まさかパワハラ加害者になるなんて
- 労使紛争解決手続実演解説 ●パワハラ対応 もう一つの忠臣蔵





その他の研修 ■ 記載のない研修も実施可能です。何なりとご要望をお申しつけ下さい。また、受講者数が少ない場合は、労働基準協会が実施する集合研修の受講も可能です。


対面集合研修の他、在宅勤務、自席視聴を想定した「ズーム研修」「インターネット研修」も実施可能です。雇用調整助成金の上乘せ受給を想定した研修も、実施しております。

■ 弁護士・医学博士 ■ 労働事件を手掛け講演、執筆も多い当地の労働関係の専門家


岩崎友就 1-1
那須・岩崎法律事務所。中央大学法学部卒。使用者・企業側弁護士として数多くの訴訟、労働審判及び団体交渉等の代理人を務めるほか、人事労務問題をはじめとする企業活動にまつわる法律相談に応じている。働き方改革関連法や同一労働同一賃金原則など企業の労務問題に関するセミナーの講師も務める。経営法曹会議会員、労働トラブルを防止、企業を繁栄させる就業規則の作成、改定を行う。【A】




加藤善士 1-3
医学博士、社会保険労務士、労働安全(土木)・労働衛生(保健)コンサルタント、岡崎労働基準協会専務理事。愛知県下各労働基準協会企業の労働110番「労働相談室」上席アドバイザー。労働基準行政30有余年の経験、元名古屋南労働基準監督署長、元中央労働災害防止協会安全・衛生管理士。行政在職中に夜間・休日に社会人大学院で研修し、修士(人間学)、博士(医学)を取得。【A】




西脇明典 1-5
西脇法律事務所所長。中央大学法学部卒。労働問題をめぐる使用者・企業側の立場による、訴訟、労働審判、団体交渉の対応、相談を行い、事業主団体等での労働関係講演も数多い人気講師。労働基準協会主催講習でも10年以上講師を担当。経営法曹会議幹事。元愛知労働局紛争調整委員会あつせん委員。元愛知県産業労働部労働福祉課労働相談員。【A】




宮澤俊夫 1-7
宮澤俊夫法律事務所所長。金沢大学法学部卒。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、密な解説に定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。【A】




大嶽達哉 1-2
大嶽弁護士事務所所長。東京大学法学部卒。ブラジルの社団法人CIATEにて、専務理事として3年間厚生労働省委託の日系ブラジル人の就労支援、帰国者対応業務を行う。平成27年に帰国後、弁護士活動を再開。在日外国人労働者、海外駐在員、在外現地職員等の労働問題を多く扱った。愛知県雇用労働相談センター相談員、その他、外国人人材の労務管理セミナーの講師等多数。【A】




庄司俊哉 1-4
庄司法律事務所所長。中央大学法学部卒。労働災害、過労死、過労自殺をめぐる安全配慮義務等に関する数々の講演を行う。弁護士会の裁判例を手掛け、愛知県下各労働基準協会が上演する90分の労働災害劇「波紋ある工場の悲劇」、労使紛争解決手続の3つの実演劇の脚本、劇中解説も担当。元愛知県弁護士会副会長。元愛知労働局紛争調整委員。【A】



ふ長き谷子川 1-6
成田・長谷川法律事務所パートナー弁護士。東京理科大学理学部卒業後、東京大学法学部に再入学し卒業時に司法試験に合格の異色の理系女子弁護士。愛知労働局紛争調整委員会委員、愛知県弁護士会労働審判制度対策特別委員会委員、愛知県弁護士会両性の平等委員会委員。経歴を生かし、化学薬学分野等の医療機関問題、情報管理問題への対応・講演も多い。【A】




森美穂 1-8
森法律事務所所長。神戸大学法学部卒。平成14年弁護士事務所を開設。事業主団体等での労働問題に関する講演が多くメンタルヘルス・ハラスメント問題での講演、執筆も行う。経営法曹会議会員。愛知労働局紛争調整委員。愛知県中小企業特別労働相談員。元三重県労働委員会公益委員、元愛知県男女共同参画審議会委員。【A】




■ 社会保険労務士 ■ 企業相談、講演、執筆も多い労務管理の実務家


市之瀬高司 2-1
名北協会専務理事・事務局長。特定社会保険労務士・RSTトレーナー。昭和55年より同協会勤務。現在は会務を統括し、労働小話・クイズを交えた感動する講演で講習会、企業研修、大会講演等の講師を担当。労働相談を行う。厚生労働省事業のアドバイザーを歴任。労働基準協会の社労士受験講座主任講師、労働基準法担当。関連社労士法人の代表社員を兼務。【B】




河村亜実 2-3
河村つぐみ社会保険労務士事務所所長。労働基準協会の社会保険労務士受験対策講座を受講後、平成21年に社会保険労務士試験に合格。その後、江南市に同事務所を開設。労働基準協会の企業の労働相談相談員、社会保険労務士試験受験講座の健康保険法の講師を担当。愛知県社会保険労務士会の要職を務め、高等学校等への出張授業等を行う。【B】




新美智美 2-5
㈱教育デザインラボ/フローリッシュ社労士事務所所長。特定社会保険労務士、公認心理士、シニア産業カウンセラー。名北協会メンタルヘルス相談室長。数多くの企業からのメンタルヘルス、ハラスメント等の相談に対応し、メンタルヘルスマネジメント研修やハラスメント防止研修等の各種社員研修の講師も行う。ハラスメントがテーマの労働基準協会実施の労働劇では脚本、劇中解説も務める。【B】




藤原朋子 2-7
名北協会労働相談室長。開業社労士を経て、平成20年より名北協会の事業企画推進部・労働保険部課長代理を兼務で担当。厚生労働省高齢者雇用確保事業アドバイザーを務め、労働者派遣法、育児・介護休業法等幅広い講演活動、労働相談を行う。労働基準協会の社労士受験講座副主任講師、労働一般常識担当。【B】




吉山嘉久 2-9
吉山社会保険労務士事務所所長。三菱重工業(株)名古屋機器製作所で20年総務部勤労課長、総務部主務として労務人事等の管理業務を行い、その後営業部長を経て、同社の関連会社代表取締役等を歴任し企業経営を行う。現在は開業社労士、愛知労働局総合労働相談員、労働基準協会等での人事考課採用、高齢者等講習、企業研修の講師等多様な活動を行う。【B】




加藤豊 2-2
社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング所長。特定社会保険労務士。プラザー工業(株)、同社関連会社人事等にて人事・賃金制度改革、労働時間管理、メンタルヘルス対応等に携わり、名古屋東労働基準協会専務理事。名北労働基準協会企業内コンプライアンス教育室長。令和4年より現職。労働衛生週間特別講演、企業内研修講師を行う。【B】




近藤慎次郎 2-4
明るい職場応援事務所所長。元名古屋東労基署長、愛知労働局時代は健康課長・賃金課長・安全課長を歴任。社会保険労務士、労働衛生コンサルタント、産業カウンセラー、RSTトレーナー。安全講話・教育のほか、元労働基準監督官として、賃金・労働時間などの労働条件から、安全管理、化学物質やメンタルヘルス等の健康管理まで様々な課題や問題解決等に対応。【A】




福田博司 2-6
名北協会労働保険部適用推進室長。大手流通店舗を早期退職時に社労士資格を取得。日本年金機構年金事務所の適用促進相談員として、数多く未加入企業を社会保険加入に導く。平成28年から現職で、建設業社会保険加入問題に関する建設業安全大会等の講演、相談が多い。老練で企業に寄り添う姿勢に企業の信頼が高い。【B】



松下操 2-8
まつした社労士事務所所長。特定社会保険労務士・産業カウンセラー・ハラスメント防止コンサルタント。企業に対し、入社から退社までの「人」に対する様々な労働問題の伴走型支援を行っている。研修は具体的なかつわかりやすいとご好評を得ており、年間多数の講演活動を行う。労働基準協会の勤労者労働総合相談センター長も兼務。【B】




渡邊智宏 2-10
社会保険労務コンサルタント渡辺事務所所長。特定社会保険労務士。宅配業者勤務を経てIT関係会社を起業。その後、社会保険労務士になって労働問題を根絶しようとい念発起。社会保険労務士の資格取得後は、会社と労働者のことを常に考える、「心に響く社労士」をモットーに、メンタルヘルス対策を中心に講演・執筆・コンサルタントと多方面に活躍中。【B】




■ 労働安全衛生コンサルタント等 ■ 労働最前線で労働災害防止、健康確保を行う企業のアドバイザー


天野勝利 3-1
アマノ労働安全衛生コンサルタント所長。労働安全衛生コンサルタント、作業環境測定士。数多くの製造業を顧問に持ち、労働基準協会、建設業労働災害防止協会等で安全衛生に関する講習、講演を行い、企業研修の講師も担当。局所排気装置の設計、計算を行う。労働基準協会の社労士受験講座労働安全衛生法担当講師、元中京大学非常勤講師。【B】




尾崎平八朗 3-3
尾崎労働安全コンサルタント事務所所長。労働安全コンサルタント、RSTトレーナー、他安全衛生関係講師資格多数。名古屋交通局に30年以上、その後は民間建設会社に勤務し、労働災害防止業務に従事し、平成16年より現職。企業、各種団体等を対象に幅広い安全衛生に関する研修講師、安全講話、安全診断、現場パトロールを行う。【B】



尾崎征二 3-2
おどき安全・衛生サポート主宰。RSTトレーナー、特殊教育インストラクター、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー。東海電気工事(現トエネック)で安全衛生課長等を務め、その後関連会社(株)トエネックサービス安全衛生グループ長となり、安全衛生業務を担う。現在は(株)トエネック、建設業労働災害防止協会、労働基準協会の安全衛生講師を多数担当。【B】



各務博幸 3-4
各務労働安全衛生コンサルタント事務所代表。(株)デンソー安全衛生環境部次長職の下、安全衛生管理水準向上への改善指導を長く実施(経験41年)。その後、中央労働災害防止協会へ入会。幅広く安全衛生研修会(ISO45001、衛生工学、局排設計、安全管理者、化学専門等)の講師担当。顧客の満足度向上に向けて、高いクオリティを追求した研修を信条とする。【B】



研 修 実 施 費 用

各費用、テキスト代は研修会場をご準備いただいた場合の、消費税を含んだ費用です。

■ 法定安全衛生教育、労働劇以外の研修 ■ (下記費用は消費税10%含む) ※ズーム・インターネット研修も同額

研修時間		1時間	2時間	3時間	6時間
研修費用	講師 B費用 (社会保険労務士・労働安全衛生コンサルタント等)	115,000円	155,000円	195,000円	315,000円
	A費用(弁護士・医師)	190,000円	260,000円	330,000円	540,000円
	労働・社会保険研修(注)	0円	0円	—	—
テキスト代		1名200～1000円程度。テキスト代は研修時間・内容等によって変わります。			

(注)労働・社会保険研修は、協力会社等に労働基準協会の労働保険事務組合、関連社会保険労務士法人のご活用をパンフレット配布等でお勧めいただける場合は、研修費用・テキスト代は無料となります。(講師が限られます。)

■ 法定安全衛生教育 ■

1. 教育内容、実施協会によって割引率、研修費用が異なります。
 2. 愛知労働局登録講習(技能講習、安全衛生、衛生推進者養成講習等)は、研修費用の割引はございません。
 3. 教育ごとに最低受講人数があり、研修費用は最低受講人数分からとなります。
- 詳しくは下記各協会までお問い合わせください。

■ 労働劇 ■ (下記費用は消費税10%含む)

波紋 「ある工場の悲劇」	1,000,000円	パワハラ対応 もう一つの忠臣蔵	800,000円	まさかパワハラ加害 者になるなんて	650,000円	労使紛争解決 手続実演解説	700,000円
-----------------	------------	--------------------	----------	----------------------	----------	------------------	----------

※愛知県外での上演の場合の、スタッフの旅費、宿泊代は含みません。劇を録画したDVDを1本30,000円で販売しております。

お 申 込 み 方 法 ・ 実 施 の 手 順

1. 下記「企業出張研修申込書」を対象地区の協会にファックスいただくか、下記実施機関までご連絡下さい。
2. 実施機関の担当者が研修実施にあたっての詳細を確認し、見積書をお送りいたします。
3. 研修内容について講師と打ち合わせを行い、講師作成資料は研修実施前にご確認いただけます。
4. 研修終了後に請求書をお送りいたします。

実施機関 一般社団法人 名北労働基準協会 担当 企業内コンプライアンス教育推進室
電話(052)961-3655 Fax(052)961-9635 E-mail roumu@meihokurouki.or.jp

名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号	対 象 地 区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

企 業 出 張 研 修 申 込 書

申込日 年 月 日

事業場名	電話等	TEL ()	-
		FAX ()	-
事業内容	労働者数	名	
所在地	〒		
ご担当者	部署名	氏名	
実施希望研修	研修名： 開催希望日： 月 日 () 実施会場： 開催時間：午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 参加者数：約 名 研修実施方式： <input type="checkbox"/> 対 面 <input type="checkbox"/> ズーム等使用 <input type="checkbox"/> インターネット視聴 <input type="checkbox"/> 左記の混合 ※レを付して下さい		
ご要望事項			